令和５年５月15日発行第557号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

5
May. 2023
No.557

栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ
2023年
5月号
CONTENTS

1 目次
2 日行連の一般倫理研修の義務化に関するお知らせ
4 栃木県行政書士会の動き
4 ○新入会員向け研修会
5 ○令和５年度第１回理事会開催
5 ○北関東三県行政書士会意見交換会の開催
6 ○第４回デジタル入門研修会
6 支部だより
8 高齢者等生活サポート項目集
１０ デジタルシフト入門
１１ 栃木県行政書士会カレンダー（６月）
１２ 日行連だより
１２ 業務情報
１３ おじゃましま～す！
１４ 支局かわら版（佐野）
１５ 研修会のお知らせ
１５ 申請取次行政書士の動向
１６ 会員の動き

No. 557

今月の表紙

那須ハートフルファーム（那須町）

日行連の一般倫理研修の義務化に関するお知らせ　総務部

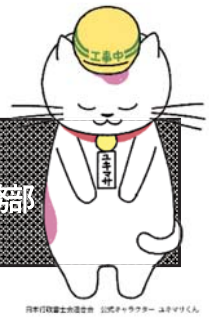

令和５年８月３１日に日行連「倫理研修規則」が施行となり、全国の行政書士は、約３時間の一般倫理研修を５年に１回受講し、修了することが義務となります。

研修会の受講方法

現在会員である皆さんは、今年度のうち（令和６年３月３１日まで）に修了する必要がありますので、①、②のいずれかの方法で受講されますようお願いいたします。

①各自、日行連中央研修所の研修サイトからビデオ・オン・デマンド（Ｖ・Ｏ・Ｄ）方式で視聴をする。（インターネットによる視聴）

《注》サーバーの負荷を軽減させるため現在、分散受講期間になっています。
栃木会会員がＶ・Ｏ・Ｄで受講できるのは、

令和５年５月１７日（水）～５月２３日（火）

令和５年７月１９日（水）～７月２５日（火）の２回のうちいずれか

もしくは分散受講期間終了後（**令和５年８月１６日（水）以降**）です。

②Ｖ・Ｏ・Ｄ方式で視聴できない方は、栃木会が開催する集合形式での日行連一般倫理研修会を受講する。

栃木会では、Ｖ・Ｏ・Ｄと同じ内容の集合形式の研修会を令和５年度に複数回開催します。

最初の研修会は７月２７日（木）を予定しております。

詳しくは「行政書士とちぎ」６月号に掲載しますので、ご確認のうえ、お申込みください。

気を付けて！

日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条の改正規定により、令和５年８月３１日以降に職務上請求書の購入申込みをする際、この一般倫理研修の修了証が必要になります。

職務上請求書の購入を予定されている方は、８月までに受講を済ませておく必要があります。

当会の会員専用ホームページの「事務連絡」に、**「一般倫理研修に関するＱ＆Ａ」**や**「Ｖ･Ｏ･Ｄ操作で特にご注意いただきたいこと」**を掲載しています。
ご確認のうえ、受講されることをお勧めします。

■日行連一般倫理研修に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．受講しないとどうなりますか？

Ａ．日行連「会則」６２条の２第３項に定められた義務ですので、未受講の方への通知や勧告などを無視して受講しないままでいると処分の対象になります。

Ｑ２．先日、栃木会の倫理研修会に参加したのですが、日行連の研修も受講しないとダメですか？

Ａ．根拠の規則も内容も異なりますので、受講をお願いします。

Ｑ３．日行連中央研修所の研修サイトを利用したことが無いのですが？

Ａ．日行連のトップページから、「中央研修所サイト研修サイト」のバナーをクリックしますとログインページが表示されます。そこに**<<中央研修所研修サイト利用案内>><<一般倫理研修マニュアル>>**が掲載されていますので、手順に沿って受講をお願いします。

Ｑ４．研修の“受講”と“修了”は何が違うのですか？

Ａ．前出①のＶ・Ｏ・Ｄ方式で受講された場合、全て視聴された後で簡単なテスト（すべての視聴を確認するためのキーワード入力）があり、テストに合格した方は修了証発行ボタンを押すことで修了となります。テストに合格できなかった場合でも、何度でも視聴が可能ですので修了できるまで受講してください。前出②の集合形式で受講された場合、テストはありませんが、全科目を離席せずに受講した方にのみ修了証を発行します。

Ｑ５．Ｖ・Ｏ・Ｄで分散受講期間が２回設定されていますが、どちらも受講しなければならないのですか？

Ａ.分散受講期間のいずれか、もしくは分散受講期間終了後に１回受講するだけで構いません。

Ｑ６．中央研修所のＶ・Ｏ・Ｄは３時間全部を一度に視聴しなくてはならないのですか？

Ａ．何回かに分けて視聴されても問題ありません。分散受講期間においては栃木会会員の受講期間内でお願いします。

Ｑ７．Ｖ・Ｏ・Ｄで受講、修了した場合、どこかに報告をする必要はありますか？

Ａ．中央研修所の受講状況は日行連で把握していますので、日行連にも栃木会にも報告の必要はありません。

Ｑ８．受講状況を日行連や栃木会で把握しているのであれば（８月３１日以降）職務上請求書を購入する際、修了証は無くてもデータで確認してもらえるのですか？

Ａ．修了データを栃木会で確認できるまでタイムラグがあること、日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条に職務上請求書購入申込みの際に“倫理研修を修了したことを証する書類を添えて”と規定されていることから、修了証を印刷（コピー）して添付する必要があります。

■Ｖ･Ｏ･Ｄの操作で特にご注意いただきたいこと

① 視聴完了後に表示されるメッセージは、必ず「ＯＫ」をクリックしてください。
押さないと視聴履歴が記録されず、最後まで視聴したとしても視聴率が１００％となりません。

② テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンは必ずクリックしてください。押さないと修了日が確定しません。

③ 途中まで視聴し、あとで続きを視聴する場合には、「視聴中断」をクリックしてください。
「■（停止）」や「||（一時中断）」を押した場合は、あとから続きを視聴することはできません。

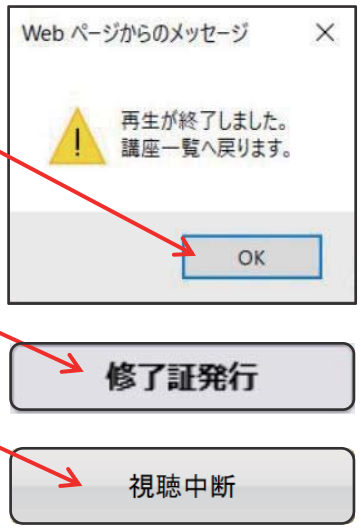

新入会員向け研修会

３月３０日（木）午後１時３０分から栃木県教育会館・小ホールにおいて、総務部主催の新入会員を主な対象とした「行政書士の取扱い業務」についての研修会が開催されました。本年も前年と同様に実務的な内容のみを集中的に短時間で行う対面形式で開催し、２０名の会員の参加がありました。

まず、安野光宣会長より、あいさつ及び業務受任時の諸注意として特に職務上請求書の注意点等の説明から始まりました。続いて、多岐にわたる行政書士の取扱い業務のうち、次のように業務関連６部のそれぞれの分掌に応じて、各講師から実務経験を踏まえた各種の業務の具体例について概略の説明が行われました。特に、「イタリアを発祥とする複式簿記の７００年以上にわたる会計の歴史は、企業経営の歴史でもある」との中小企業支援部長の解説は印象に残りました。

① 土地利用関係業務
（土地利用開発部長　佐藤栄一）
② 運輸交通・警察関係業務
（運輸交通風営部長　相山有美）
③ 国際関係業務
（国際部長　深見　史）
④ 中小企業支援業務および法人設立関係業務
（中小企業支援部長　河田　力）
⑤ 建設業・環境関係業務等
（建設環境部長　江藤正巳）
⑥ 権利義務または事実証明に関する書類作成等業務
（市民法務部専門員　細見愛子）

次に、疑問点や受任にあたっての不安などを含む業務に関しての質疑応答、意見交換が行われ、参加者から相次いで質問や意見が寄せられました。質疑応答や意見交換では、実務経験でしか得られない業務に取組む際の注意点を、実例を交えて取り上げられると共に、各講師が自身の経験を振り返り、なぜ上手くいったのか、なぜ上手くいかなかったのか等、そのエッセンスが示唆されるなど、事務所経営におけるパーパス（purpose）の実装や見直しにも役立つ貴重な研修内容に参加者の皆様は終始熱心に耳を傾け、また参加者の半数以上から質問や意見などの発言がありました。研修会は予定していた時間を大幅に上回る３時間以上に及ぶ結果となりました。

一部、特定の個人会員の事務所へ問い合わせるように誘導するような場面も見受けられましたが、新入会員も講師の会員も、同じ会員として、お互いに対等な関係にある会員同士が平等な立場において話し合い、教え合い学び合う有意義な研修会となりました。

（総務部　青木裕一）

令和５年度第１回理事会開催

令和５年４月１７日（月）１３時３０分から、コンセーレ１階大ホールにて、第１回理事会が開催されました。

理事３５名中３３名が出席し、以下のとおり報告及び審議が行われました。

１．開会
２．会長あいさつ
３．報告事項
（１）　令和５年度定時総会開催について
（２）　日本行政書士会連合会の近況について
（３）　令和４年度行政書士試験の結果について
（４）　会員に対する懲戒処分について
４．議長就任
５．議事録署名人の指名、書記の任命
６．議案審議
議案第１号　令和５年度顕彰候補者について
議案第２号　総会に付議すべき事項について
総会議案第１号　令和４年度事業報告並びに同決算について
総会議案第２号　令和５年度事業計画並びに同予算について

総会議案第３号　役員の選任について
総会議案第４号　綱紀委員の選任について
総会議案第５号　日本行政書士会連合会定時総会に関する事項について
議案第３号　議案第２号における字句の一部修正委任について
７．閉会

審議内容はいずれも可決承認されました。５月２６日の定時総会で報告いたします。

（広報部　小平磨弓）

北関東三県行政書士会意見交換会の開催

４月１３日（木）午後２時より、栃木県行政書士会館２階において北関東三県行政書士会意見交換会が開催されました。

茨城会と群馬会と栃木会の北関東三県から、建設業、産廃関係それぞれ担当の行政書士が集まり意見や情報の交換をしました。コロナの関係で４年ぶりの開催となりました。

まず建設業では、最近話題の電子申請の近況について始まり、各単位会での無料相談の状況やキャリアアップ、専任技術者の実務経験等、多岐に渡り情報を交換しました。改めて情報を交換してみると所変われば品変わるで、やり方や基準など異なる点がたくさんありました。

また、産廃関係でも、経営診断書や登記されていないことの証明、標準処理期間、郵送申請の扱い等その他多くの議題があり、ここでも各県での違いがありました。

今回のさまざまな情報や意見交換を踏まえて、建設業、産廃関係に関わらず、近年の急速なデジタル化の波に乗り遅れないように情報発信していかなければならないと感じました。

北関東三県という近場での意見交換会なので、昨年の関東地方協議会とはまた違った意味で濃密な内容でした。今後も年に一度くらいのペースで継続的に開催できたらと思います。

（建設環境部　江藤正巳）

第４回デジタル入門研修会

４月２５日（火）１３時３０より栃木県行政書士会２階会議室において、第４回デジタル入門研修会が開催されました。講師はデジタルシフト推進委員会委員長の室賀芳明会員が担当し、内容を「情報セキュリティ入門」としました。

はじめに、セキュリティ対策の基本についての座学を実施し、フィッシング詐欺やウイルス感染を装うサポート詐欺等への対応方法、市販のウイルス対策ソフトとマイクロソフトディフェンダーの比較について等の説明がありました。後半はマイクロソフトエッジのセキュリティ機能を学ぶ演習とし、参加者が各自持参したＰＣを操作しながら、トラッキングの防止、パスワードマネージャーの管理方法等を学びました。

演習中には参加者からの質疑が活発に出されましたが、長年情報通信分野で活躍してきた室賀会員が明快にその場で答えてくれる、心強い雰囲気の研修会となりました。

情報セキュリティの分野については多くの会員が意識をしながら日々の業務にあたっていることと思いますが、今回開催した研修会の内容も、様々なデジタル課題の参考となる会員専用動画「デジタル入門動画ライブラリ」する予定ですので、難しく考えずにご視聴いただきたいと考えております。

（デジタルシフト推進委員会　小池　学）

支部だより

【佐　野】

令和５年度第１回佐野支部理事会

４月１２日（水）午後３時より令和５年度第１回佐野支部理事会がオンライン会議にて開催されました。河田支部長をはじめ１０名の出席者で開催されました。

『報告事項』としまして、「支部会員の動き」、そして「県理事より担当の説明」がＯＳＳ（自動車保有関係手続のワンストップサービス）、電子車検証、インボイス制度でありました。

『議題』では、大きく５つ取り上げ、「総会について」、「役員の選任について」、「合同相談会相談員の当番について」、「今年度事業計画についての提案、要望」、「その他」と活発な意見交換・調整・確認を行いました。

「総会について」では、５月１２日（金）仙水閣２Ｆマリアージュでの開催を見据え、「総会資料の検討」、「総会の役割分担」、「総会記念品の選定」について話し合われました。

「役員の選任について」では多くの再任と一部

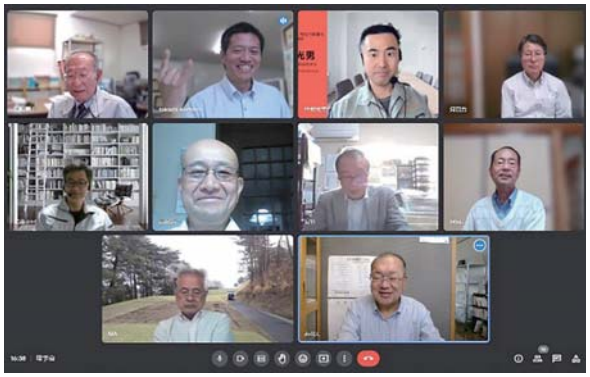

新戦力を加えることで一致。

「合同相談会相談員の当番について」では、５月に田沼中央公民館、６月に佐野市役所での無料相談会を開催する計画を立てており、当番を割り当てました。

「今年度事業計画についての提案、要望」では、来年２月に市民公開講座にて、市民の皆様へのアピール・啓蒙活動を計画する方向となりました。

今回の理事会もオンライン会議でしたが、リアルと遜色なく、白熱した意見が飛び交い、大いに盛り上がる理事会となりました。今年度も引き続き、佐野支部として行政書士の認知・市民の皆様への貢献を念頭に、会員一同、力を合わせて頑張って参ります。

（支局長　坂上隆之）

【小　山】

小山支部定期総会開催

４月２６日（水）午後３時より令和５年度小山支部定期総会が小山城南市民交流センター「ゆめまち」にて開催されました。

松本副支部長の開会の辞、山根支部長の挨拶、議長選任などを経て議案審議に移りました。

令和５年度事業計画案について、直近約２年間はコロナ禍のため会員間の交流や新入会員と支部を繋げる活動などをはじめ、制限が多くありました。しかし、コロナ禍後の現状を鑑み、少しずつ元来の活動に立ち返るために、会員間の親睦を図る活動の充実が計画されました。

本案を含めて、その他の議案も参加者の賛同を得て、会は和やかに進行しました。最後に令和４年度の新入会員が簡単に自己紹介を行い、定期総会は閉会となりました。

（支局長　田邉幸樹）

【那　須】

那須支部第1回役員会

４月２７日（木）午後４時より、那須支部において、令和５年度第１回役員会が榊原会館にて開催されました。

令和５年度の定期総会に向け、令和４年度事業報告、令和５年度事業計画案及び予算案及び令和５年度役員改選について協議を行いました。

令和４年度は、新型コロナウィルスの影響を受けながらも無料相談会、市民公開講座を会場において実施し、２度の研修会はオンライン会議を用いて実施することができました。

令和５年度は、新型コロナウィルスが５類に変わることを受け、新型コロナウィルス以前の活動に戻ること、役員会の回数を増やし、支部活動の活性化を図る事を事業案として総会に諮ることで総意が得られました。

役員会の回数を増やすことは、新役員に負担となりますが、新型コロナウィルスの影響による支部活動の影響を払しょくする作業に取り組むことができると期待しています。

（支局長　室賀芳明）

補助者に関する手続きについて（ご案内）

補助者の設置･異動･廃止があったとき、会員の氏名、法人名、事務所名称、事務所所在地に変更があったときは、遅滞なくお手続きをお願いいたします。

栃木県行政書士会会員専用ページの「各種申請様式」よりダウンロードできます。

＊補助者について（説明）　　・補助者（設置・異動・廃止）届

＊補助者に関する申請について（説明）　　・補助者証再交付申請書

20. 高齢等の外国人が利用できる制度について

高齢等の外国人が利用を検討できる制度は、以下のとおりとなっています。なお、在留資格については申請取次行政書士等に確認するようにしてください。

在留資格 ＼ 制度等	特別永住者	身分や地位に基づく在留資格				特定活動	原則として就労活動が認められていない在留資格					技能実習	在留資格無し
		永住者	日配等	永配等	定住者等		家族滞在	留学	研修	文化活動	短期滞在		
社会保険	○	○	○	○	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2	○	×
国民健康保険	○	○	○	○	○	△ ※3	△ ※6	△ ※6	△ ※6	△ ※6	×	○	△ ※8
介護保険	○	○	○	○	○	△ ※3	△ ※6	△ ※6	△ ※6	△ ※6	×	○	△ ※8
後期高齢者医療保険	○	○	○	○	○	△ ※3・4	△ ※6	△ ※6	△ ※6	△ ※6	×	× ※7	△ ※8
国民年金	○	○	○	○	○	△ ※3	△ ※6	△ ※6	△ ※6	△ ※6	×	○	△ ※8
雇用保険	○	○	○	○	○	△ ※2	△ ※2	×	△ ※2	△ ※2	△ ※2	○	×
労災保険	○	○	○	○	○	△ ※5	△ ※5	△ ※5	△ ※5	△ ※5	△ ※5	○	△ ※5
生活保護	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○ ※1	×	×	×	×	×	×	×	×
母子健康手帳の交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者手帳の交付	○	○	○	○	○	△ ※3	△ ※6	△ ※6	△ ※6	△ ※6	×	○	×
入院助産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
子どもの予防接種	○	○	○	○	○	△ ※3	△ ※6	△ ※6	△ ※6	△ ※6	×	○	△ ※8
乳幼児医療費助成	○	○	○	○	○	△ ※3	△ ※6	△ ※6	△ ※6	△ ※6	×	○	△ ※8

（※１ 国民を対象としているが、特別永住者や身分・地位に基づく在留資格の外国人に準用される。）

（※２ 一定の要件を満たし、就労活動が認められる場合に限る。）

（※３ 活動内容により、一部対象とならない場合がある。）

（※４ 医療を受ける活動を目的とした外国人は原則加入しない。）

（※５ 在留資格と関係なく、労働者として勤めていた外国人には準用される。）

（※６ 在留期間が３か月以内の場合は対象とならない。）

（※７ 在留資格の性質上、実際には利用しない。）

（※８ 一時庇護許可者や仮滞在許可者を含む。出生による経過滞在者および国籍喪失による経過滞在者は出生または国籍喪失から６０日間は対象となる。）

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第８回　翻訳アプリ

ＡＩ技術により、良くなってます！

ブラウザの翻訳ツール（アプリ）を利用されている方は、多いと思います。前号で紹介したように、最近ではＡＩ（人工知能）技術の急速な発展により、違和感なく外国語を活用できるようになっています。さらにスマートフォンアプリには、日常会話であれば、リアルタイムの通訳として利用できるレベルに近づいたものになっています。

今回は、中でも評判が高い“グーグル翻訳”、“ＤｅｅｐＬ翻訳”、日本で開発された“ＶｏｉｃｅＴｒａ”を紹介します。

グーグル翻訳

グーグル翻訳は、パソコンではブラウザのグーグル クローム上で、スマートフォンでは、アプリをインストールして利用します。

グーグル翻訳の優れた特徴は、

１．幅広い言語への対応性
２．オンラインでの利用
３．リアルタイムな翻訳機能
４．テキスト翻訳、音声翻訳、カメラ翻訳等の多様な翻訳方法への対応
５．翻訳精度と翻訳速度の高さ

等にあります。しかも無料で使えるところも魅力です。長文であれ、ＰＤＦファイルであれ、丸ごと翻訳できます。

但し、算数でいう検算は行うべきです。テキストを区切って翻訳する、日本語を修正して翻訳する、他の翻訳ツールを使ってみるなど、満足いくように工夫してみることをお勧めします。

ＤｅｅｐＬ翻訳

翻訳言語数は、現在２６言語とグーグル翻訳に比べて多くありません。開発した企業がヨーロッパ系のためか、ヨーロッパ系の言語が多く、アジア系言語は、日本語と中国語となっています。

ＤｅｅｐＬの特徴は、何より翻訳精度が高いことにあります。文脈で翻訳をするために丁寧な表現を必要とするビジネス向きに適していると思います。また、翻訳速度が速いことも特徴の一つです。

今年になって、文書作成サポートツールとアプリ版がリリースされています。文書作成サポートは、文法の間違いを正したり、語調や文体に合わせた言葉選びを提案してくれます。残念ながらまだ、対応しているのは、英語とドイツ語だけですが、遠からず日本語も対応するものと思います。

日本で開発された「Ｖｏｉｃｅ Ｔｒａ」

ＶｏｉｃｅＴｒａは、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発した、無料のスマートフォンアプリです。アジア圏を中心に３１か国に対応しています。個人の旅行者の使用を想定して作った、日常会話に特徴を持つ音声翻訳アプリです。

昨年、開発メンバーの隅田英一郎氏が「ＡＩ翻訳革命」という本を発行され、翻訳機能の実力の程を紹介しています。

中国の方との会話に利用してみましたが、よく使えます。操作も簡単。是非試してみてください。

但し、使い方のコツは、短いセンテンスで区切って話す、伝えたい事をまとめてから話す、適切な速度で話す等です。伝えたいことを話す上で重要なことと同じようです。

ここまで来ると、通訳アプリが待ち遠しいですが、通訳には、会話の文脈やニュアンスなど、言葉の意味を正確に伝えるより高度な言語能力が必要です。ＡＩ技術の組込みに期待が大きいです。

デジタルシフト推進委員会では、会員のデジタルスキルアップを図るため、令和５年度も研修会を開催予定です。

また、会員ページに動画も投稿しています。こちらもぜひご利用ください。

（室賀芳明）

栃木県行政書士会カレンダー（６月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
6	火	相続土地国庫帰属制度研修会 （於：宇都宮市文化会館第一会議室）	13:30～	土地利用開発部
9	金	広報部会	13:00～	広報部
12	月	行政書士無料相談 （於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
13	火	登録説明会	10:00～	総務部
14	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋）	13:00～16:00	足利支部
15	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
16	金	行政書士による相談（於：佐野市役所） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
21	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		国際業務研修会（於：栃木県教育会館　大会議室）	13:30～	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
23	金	職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
25	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
28	水	行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
29	木	登録説明会	10:00～	総務部
		行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ）	10:00～12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1	R5.4.7	「種苗法施行規則の一部を改正する省令」等について
7	R5.4.7	マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申し込みの促進及び公金受取口座登録の促進について
19	R5.4.7	資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度の運用について
20	R5.4.7	全日本不動産協会等への入会等手続電子申請システムの導入について
25	R5.4.7	ウクライナ避難民等への支援活動について
28	R5.4.14	「働きやすい職場認証制度」に係る三つ星の導入等について
61	R5.4.21	第７３回社会を明るくする運動　犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラに対する協力について
107	R5.4.28	令和５年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンについて
108	R5.4.28	経済構造実態調査の事前周知について

資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度の運用について　～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 19 号】資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度の運用について.pdf

・「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」一式（圧縮ファイル）
・「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」一式（圧縮ファイル）

(公社)全日本不動産協会等への入会等手続電子申請システムの導入について　～日行連より～

標記の件について、財務省国際局調査課より日行連経由で周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 20 号】(公社)全日本不動産協会等への入会等手続電子申請システムの導入について.pdf
(公社)全日本不動産協会文書　入会等手続電子申請システムの導入について.pdf

令和５年７月の農地法等に基づく許可申請等の受付締切日が変更になります　～鹿沼市農業委員会より～

標記の件について、鹿沼市より周知依頼がありました。
鹿沼市農業委員会では、農地法等に基づく許可申請等の受付締切日を毎月１０日（１０日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）としていますが、７月は委員改選の関係で、受付締切日が７月３日（月）に変更となります。締切日が早まりますのでご注意いただくとともに、ご協力をお願いします。

鹿沼市農業委員会事務局　☎０２８９（６３）２１８４

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

氏　　名　大垣　則子
事務所名称　大垣行政書士事務所
所　在　地　下野市下石橋７９３番地４
入　会　日　令和３年６月１５日

Q　行政書士として活動しようと思ったきっかけなど

コロナ禍で転職活動をしていたとき、自宅で仕事がしたいと思いましたが、なかなか見つけられず、だったら若いころ取得した行政書士の資格を活かせないかと思ったのが直接のきっかけです。ただ、本当のきっかけはコロナ禍になる前、長女が２歳の頃「ママは大きくなったら何になりたいの？」と聞いてくれたことです。ママはどんどん小さくなるのに困ったなあと思いながらも、思わず「社長！」と答えている自分に驚いたことがずっと心にあったからだと思っています。

Q　どういった業務を経験されましたか？また、今後取扱っていきたい業務はどういったものでしょうか？

内容証明に関するご相談で、そのご相談を通して相談者の方がご自身に関して気付きを得られたことで、問題を解決の方向に前進させることができたという経験をしました。この経験をするまでは離婚協議書の作成を専門にしたいと思っていましたが、分野にとらわれず取得したてのメンタルケア・アドバイザーの資格も活かして相談者の方の悩みを受けとめられたらと思います。

Q　休日など仕事以外の時間はどのように過ごされていますか？

休日は、６歳の長女・３歳の長男ともっぱら公園などで過ごしています。子供達がキラキラした瞳で様々なことにチャレンジしていく姿を見ていると、自分もなんでもできそうな気がして、パワーをたくさんもらっています。

Q　座右の銘や好きな言葉など

開業当初のホームページを作成していたころ、棟方志功さんの「我が業は、我が為すにあらず」という言葉に出会いました。「自分の残したこの仕事は、自分が成し遂げた仕事ではない。大いなる何かが成し遂げた仕事だ。」私は単純ですぐ有頂天になってしまうようなところがあるので、棟方先生のように謙虚に、全てに感謝して生きていきたいと思っています。

Q　伝えたいこと

登録直後お仕事の厳しさを教えて頂いた先生、職務上請求書の書き方など一から実務を教えて頂いた先生、まさか私がと想像もしていなかったお仕事に導いて下さった先生、本当にありがとうございます。まだまだいろいろな先生方にこれからもお世話をかけっぱなしだろうとは思いますが、これからもよろしくお願いします。

また、他県の行政書士会ではＡＤＲを行っている単位会もあるという事です。私は個人的に栃木県でも同様のセンターが出来ることを望んでおります。

最後に、昨年８歳の姪がコロナにより旅立ちました。お子さんがいらっしゃる先生方におかれましては、これからも十分に気を付けて頂きたいとの思いからこのようなことをお伝えさせて頂くのをお許しください。姪の分もいろいろ経験していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

（小山支局長　田邉幸樹）

©高井研一郎

支局かわら版

開運必至?! 唐澤山神社 春季大祭

佐野支部

今回は、「ふるさと佐野１００選」に選定されている景勝「唐沢山（富士町）」の「唐澤山神社　春季大祭」をご紹介いたします。

「ふるさと佐野１００選」とは、平成元年ふるさと意識の高揚と市のイメージアップを図るために選定されたものです。

唐澤山神社は、唐沢山城本丸跡に建つこの一帯の守護神です。「ムカデ退治伝説」、「平将門討伐」で有名な藤原秀郷公を祀り、明治１６年に創建されました。神社周辺は佐野市・岩舟町にまたがる１３４３ヘクタールが唐沢山県立自然公園に指定されています。

毎年４月２５日には「春季大祭」が開催され、巫女による「浦安の舞」などが奉納され、一般公開もされます。春季大祭に近い日曜日には、奉納武道会も行われます。２５日は晴天で恰好の取材日和となりました。

神社のある唐沢山は、ツツジや紅葉を始め四季折々の自然が美しい場所でハイキングコースも整備されていると聞いていましたが、予想以上の景観。ウグイスのさえずり、目にまぶしく鮮やかな新緑の木々。思わず「目に青葉　山ほととぎす　初鰹」という俳人、山口素堂の俳句を連想。

１１時からの春季大祭まで時間があったので、境内から佐野工業団地、東京方面のスカイツリー、新宿、池袋まで絶景を堪能。その間、「猫神社」と言われる所以の猫達にすり寄られてしばし癒されました。また、唐沢山の最大の見どころである高さ８メートルの石垣に惚れ惚れ。映画「るろうに剣心」のロケ地にもなった場所です。

そしていよいよメインの「春季大祭」。神道の荘厳な儀式でＴＶ取材も来ていました。

今回の取材は、携帯電源を切り、インターネットを遮断する勇気を出して良かったです。心理学者のユングが、心身の疲れを癒すために、湖畔に簡素な家を持ち、電気も電話も引かず、湖の水を汲み、朝食をゆっくり取り、「本当の人生を生きている。とても深いところで自分自身になれる。」と言っていた気持ちが良くわかる一日となりました。

一つ残念だったのは、春季大祭時には、お食事処の「唐澤山荘」が営業中止であること。春は竹の子、秋は松茸のお料理が楽しめるそうです。また、毎月来たいなと思ったのは、毎月オリジナルの御朱印をいただけることです。唐澤山神社はパワースポットとしてかなり有名なので、今回の取材で私は気力充填。皆様も是非、癒しとパワーを求めて唐澤山神社を参拝されてみてはいかがでしょうか。信じるか信じないかは、あなた次第です？！

（支局長　坂上隆之）

研修詳細

国際業務研修会

国際部　主催

○開催日時　令和５年６月２１日（水）１３：３０～
○開催場所　栃木県教育会館　大会議室（宇都宮市駒生１－１－６）
○研修内容　実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
○対 象 者　会員（申請取次者でなくても受講できます。補助者は不可）
○受 講 料　無料
○申込締切　６月１６日（金）
○定　　員　なし　受講者証の送付はありません。

＊会の外国人相談会の相談員はお申込み不要です。
※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込		テキスト申込
				会員	補助者	
6/21	国際業務研修会	無　料	6/16			—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（４月）	２名
更新申出（４月）	３名
有効期限切れによる減少（４月）	２名
申請取次行政書士（４月末現在）	１５９名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ－【会員専用】ページ－各種申請様式－申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：５月３１日（水）　受付日：６月１４日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和５年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表が公表されました。申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和５年４月30日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	日　光 荒川　剛栄	R5.4.2	321-1271	行政書士荒川事務所 日光市並木町1-17 マイルド・ブリーズ103	0288-23-0377	
	小　山 櫻井　朝夏	R5.4.2	323-0822	行政書士櫻井朝夏事務所 小山市駅南町5-17-10	0285-27-2717	
	小　山 浅沼　稔	R5.4.2	323-0813	あさぬま行政書士事務所 小山市大字横倉1370-3	0285-35-1130	
	芳　賀 鈴木梨恵子	R5.4.15	321-4217	行政書士鈴木梨恵子事務所 芳賀郡益子町大字益子2820-1	0285-72-6195	
	栃　木 川島いづみ	R5.4.15	321-0203	つばめ行政書士事務所 下都賀郡壬生町幸町1-10-3	090-1230-4831	

【退　会】肥後喜之会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
小　山	肥後　喜之	R4.12.1	死　亡	宇都宮	齋藤　順子	R5.4.30	廃　業
芳　賀	押野　佑	R5.4.13	廃　業	鹿　沼	大塚　隆史	R5.4.30	廃　業

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
小　山	生田目安夫	電話番号	0282-28-6835
宇都宮	中川　麻美	電話番号	070-9143-0977
足　利	青砥　薫	所在地	足利市伊勢町2-6-19　エンパレスV16　103
宇都宮	川村　篤司	所在地	宇都宮市戸祭町3018-1

事務局からのお知らせ　職印証明書の発行について

当会では職印証明書を発行しています。（金融機関等で提出を求められることがあります）
１通500円で、「職印証明書交付申請書」の提出が必要です。
職印データを事務局に提出済の方については、郵送での申請も承っております。
申請書の書式や申請方法の詳細は、会員専用ホームページの「各種申請様式」をご確認ください。

編集後記

４月があっという間に過ぎ、もう５月。多くの会社、法人が３月決算をとるため、５月から６月は総会が目白押しです。栃木県行政書士会もその中の一つです。５月２６日の定時総会に足をお運びくださいますよう、お願い申し上げます。

（広報部　小平磨弓）

行政書士とちぎ　５月号　№557

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2023.5 令和5年5月15日発行 第557号
栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省 栃木県

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

行政書士相談センター
電話無料相談 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く

まるくいく
028-638-0919